○環境省告示第四十七号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十一年三月環境省告示第十五号（海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年五月二十二日

環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○　海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成二十一年三月環境省告示第十五号）（抄）

改正後

（略）

別表（告示別表２の２のウ関係）

政令別表の二に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日
（略）				
7　福山市狐埼から愛媛県高井神島宮ノ越鼻まで引いた線、同島金ノ弦鼻から今治市大崎ノ鼻まで引いた線、広島県赤埼から同県大崎上島尾辺ヶ鼻まで引いた線、同島観音鼻から愛媛県梶取ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（燧灘北西部）	燧灘北西部（全域。ただし、燧灘北西部(イ)に係る部分を除く。）	海域生物A	イ	平成29年　月　日
	燧灘北西部(イ)（別記23の水域）	海域生物特A	イ	平成29年　月　日
8　広島県鰭浜鼻から同県厳島聖埼まで引いた線、同島センゴ鼻から同県西能美島豪頭鼻まで引いた線、同県東能美島親休鼻から山口県情島黒崎鼻まで引いた線、同地点から同県屋代島瀬戸ノ鼻まで引いた線、同島明神鼻から同県瀬戸山鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（広島湾西部）	広島湾西部（全域。ただし、広島湾西部(イ)及び広島湾西部(ロ)に係る部分を除く。）	海域生物A	イ	平成29年　月　日
	広島湾西部(イ)（別記24の水域）	海域生物特A	イ	平成29年　月　日
	広島湾西部(ロ)（別記25の水域）	海域生物特A	イ	平成29年　月　日
9　宇部市黒埼から大分県長埼まで引いた線、下関市網代鼻から北九州市八幡埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（響灘及び周防灘）	響灘及び周防灘（全域。ただし、響灘及び周防灘(イ)に係る部分を除く。）	海域生物A	イ	平成29年　月　日
	響灘及び周防灘(イ)（別記26の水域）	海域生物特A	イ	平成29年　月　日

改正前

（略）

別表（告示別表２の２のウ関係）

政令別表の二に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日
（略）				
（新設）				
（新設）				
（新設）				